

陳 情 文 書 表

令 2 陳 情 第 1 3 号	令 和 2 年 5 月 2 5 日 受 理
件 名	新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持を求める陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TSプラザビル 2F 神奈川県保険医協会 代表者 田辺 由紀夫
陳 情 の 要 旨	
<p>4月7日に出された緊急事態宣言が延長され、医療現場は依然混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医の下には、発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者や、明確な兆候がみられない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での医療体制が求められています。</p> <p>感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医業収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。その中でもかかりつけ医として、動線や診療時間を分けるなど工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外（慢性疾患の患者等）の通常診療を続けています。</p> <p>とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（4月6日付厚生労働省医政局通知）を機に休止や診療時間短縮に踏み切る施設が出ており、事実上の診療縮小を余儀なくされています。また、休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に顕著に出ており、経営悪化が深刻です。神奈川県保険医協会が行ったアンケートでは「閉院を考えざるを得ない」との声もあり、特に経営体力の弱い歯科は持ちこたえられず、倒産に至るケースが出てくる可能性があります。</p> <p>患者・住民の健康を守るためには、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の堅持が求められていることから、医療機関に対する支援を秦野市において強化していただきたく、以下の事項について陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実させ、迅速に対応すること。</p>	

2 具体的には、国の緊急経済対策として計上された、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や、募金等を活用して、下記支援策の創設を検討すること。

- (1) 休業した医療機関及び経営が困難となった医療機関への支援金制度
- (2) 発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度
- (3) 医療機関のテナント料支払いにかかる家賃補助制度
- (4) 減収15%未満のセーフティネット保証5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化